○農林水産省告示第千六百六十三号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十三条の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年七月十日

農林水産大臣　郡司　彰

表第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号中「ノブレマルク会社」を「コロニア会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十八号を同項第十七号とし、同項第十九号中「シーピーエフ・フードプロダクツ株式会社」を「シーピーエフ（タイランド）パブリック株式会社」に改め、「ノンジョーク」を削り、同号を同項第十八号とし、同項中第二十号を第十九号とし、第二十一号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げ、第三十六号を削り、第三十七号を第三十五号とし、第三十八号から第四十二号までを二号ずつ繰り上げ、第四十三号を削り、第四十四号を第四十一号とし、第四十五号を第四十二号とし、第四十六号を第四十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十四　ベタグロ・エムエフ・デリ株式会社の登録番号第二百二十二号の施設（タイ・ロッブリー県パッタナーニコム郡所在）

表第一項中第四十七号を削り、第四十八号を第四十五号とし、第四十九号から第五十五号までを三号ずつ繰り上げ、第五十六号を削り、第五十七号を第五十三号とし、第五十八号から第七十二号までを四号ずつ繰り上げ、第六十八号の次に次の一号を加える。

六十九　**漆**平華都嘉誼食品合作工場の登録番号第一三〇〇／〇三一五八号の施設（中華人民共和国・河北省承徳市所在）

表第一項中第七十三号を第七十号とし、第七十四号を第七十一号とし、第七十五号を削り、第七十六号を第七十二号とし、第七十七号から第百三号までを四号ずつ繰り上げ、同項第百四号中「范市鎮工業小区」を削り、同号を同項第百五号とし、同項中第百六号から第百十号までを四号ずつ繰り上げ、第百十一号を削り、第百十二号を第百七号とし、第百十三号から第百四十三号までを五号ずつ繰り上げ、第百四十四号を削り、第百四十五号を第百三十九号とし、第百四十六号から第百五十六号までを六号ずつ繰り上げ、第百五十号の次に次の一号を加える。

百五十一　山東仁木食品有限公司第五工場の登録番号第三七〇〇／一八一一一号の施設（中華人民共和国・山東省諸城市所在）

表第一項中第百五十七号を第百五十二号とし、第百五十八号から第百六十七号までを五号ずつ繰り上げる。

表第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号中「ノブレマルク会社」を「コロニア会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十八号を同項第十七号とし、同項第十九号中「シーピーエフ・フードプロダクツ株式会社」を「シーピーエフ（タイランド）パブリック株式会社」に改め、「ノンジョーク」を削り、同号を同項第十八号とし、同項中第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　泰国バンガード食品株式会社コラート工場の登録番号第六十四号の施設（タイ・ナコンラチャシマ県ラチャシマーチョケチャイ道所在）

表第二項中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、第三十三号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げ、第三十八号を削り、第三十九号を第三十七号とし、第四十号を第三十八号とし、第四十一号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十　ベタグロ・エムエフ・デリ株式会社の登録番号第二百二十二号の施設（タイ・ロッブリー県パッタナーニコム郡所在）

表第二項中第四十二号を削り、第四十三号を第四十一号とし、第四十四号から第四十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第四十九号を削り、第五十号を第四十八号とし、第五十一号から第六十五号までを二号ずつ繰り上げ、第六十三号の次に次の一号を加える。

六十四　**漆**平華都嘉誼食品合作工場の登録番号第一三〇〇／〇三一五八号の施設（中華人民共和国・河北省承徳市所在）

表第二項中第六十六号を第六十五号とし、第六十七号を第六十六号とし、第六十八号を削り、第六十九号を第六十七号とし、第七十号から第九十六号までを二号ずつ繰り上げ、同項第九十七号中「范市鎮工業小区」を削り、同号を同項第九十五号とし、同項中第九十八号を第九十六号とし、第九十九号から第百三号までを二号ずつ繰り上げ、第百四号を削り、第百五号を第百二号とし、第百六号から第百三十六号までを三号ずつ繰り上げ、第百三十七号を削り、第百三十八号を第百三十四号とし、第百三十九号から第百四十九号までを四号ずつ繰り上げ、第百四十五号の次に次の一号を加える。

百四十六　山東仁木食品有限公司第五工場の登録番号第三七〇〇／一八一一一号の施設（中華人民共和国・山東省諸城市所在）

表第二項中第百五十号を第百四十七号とし、第百五十一号から第百六十号までを三号ずつ繰り上げる。

○経済産業省告示第百六十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十二条の五において準用する同法第七十条第二項の規定に基づき、次の者の同法第八十九条の登録調査機関として登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年七月十日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
一般財団法人北海道電気保安協会	北海道札幌市西区発寒六条十二丁目六番十一号	平成二十四年六月二十九日
一般財団法人東北電気保安協会	宮城県仙台市太白区あすと長町三丁目二番三十六号	平成二十四年六月二十九日
一般財団法人関東電気保安協会	東京都豊島区池袋三丁目一番二号	平成二十四年六月二十九日
一般財団法人中部電気保安協会	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目十九番十二号	平成二十四年六月二十九日
一般財団法人北陸電気保安協会	富山県富山市桜橋通り三番一号	平成二十四年六月二十九日
一般財団法人関西電気保安協会	大阪府大阪市北区曽根崎一丁目二番六号	平成二十四年六月二十九日
一般財団法人中国電気保安協会	広島県広島市中区小町四番三十三号	平成二十四年六月二十九日
一般財団法人四国電気保安協会	香川県高松市福岡町三丁目三十一番十五号	平成二十四年六月二十九日
一般財団法人九州電気保安協会	福岡県福岡市中央区薬院一丁目十三番八号	平成二十四年六月二十九日
一般財団法人沖縄電気保安協会	沖縄県那覇市西三丁目八番二十一号	平成二十四年六月二十九日

○国土交通省告示第七百七十五号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第八条第二号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第千六十六号（自動車交通上密接な関連を有する指定都市高速道路）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

表福岡高速道路の項中「のうち福岡市博多区西月隈四丁目から同市西区福重二丁目までの区間」を削除し、同表の備考中「平成二十三年九月一日」を「平成二十四年六月一日」に改める。